

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

会員業務就業規約

第1条（会員の就業条件）

- 1 シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）第2条第1項の就業条件は、発注者とシルバー人材センター（以下「センター」という。）との間で別途合意により定めるもののほか、この規約に定めるところによるものとする。

第2条（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

- 1 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務の対価として発注者が会員に支払う委託料（以下「会員業務委託料」という。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第3条（就業条件に係る会員の同意等）

- 1 センターは、会員業務に係る就業条件はこの規約に定める内容及び前条の規定により別途合意した内容とすることについて、利用規約により業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）が業務に着手する前に同意を得るものとする。
- 2 前項の規定による同意があった場合は、発注者と業務実施会員との間で、この規約に定める内容及び前条の規定により別途合意した内容を会員業務に係る契約内容とする請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
- 3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、双方の合意により前条の合意した内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定による変更があった場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに当該会員の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定による同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容に前項の通知した内容による変更があったものとして取り扱う。

第4条（会員業務委託料の支払）

- 1 発注者は、第2条の規定に基づき定めた会員業務委託料額を業務実施会員に支払うものとする。
- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員業務委託料を受領した日をもって

発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。

- 3 発注者は、センターから提出された会員業務委託料請求書の発行日から起算して 30 日以内に、センターが指定する口座に振り込む方法又は現金により支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受けた日又は役務の提供を受けた日から起算して 60 日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第 2 項の規定による支払いに係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第 5 条（センターによる立替払）

- 1 センターが会員業務委託料を請求した日から相当の期間が経過したにもかかわらず発注者から支払いがないときは、センターは民法第 474 条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員に相当額を支払ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

第 6 条（会員業務の実施）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって行うものとし、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客から苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。
- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、当該会員に対して会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、当該会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、当該会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、当該会員に対して指揮命令することができない。

第 7 条（費用の負担等）

- 1 会員業務の実施のために必要な機械器具及び原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は対価を支払って発注者から機械器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械器具等の貸与を受けたときは、善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとする。
- 4 発注者は、第 2 項の規定により業務実施会員に機械器具等の貸与等を行った

ときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。

- 5 第1項の規定にかかわらず、業務実施会員は、業務の実施のために必要な機械器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により業務実施会員がセンターから機械器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により業務実施会員に原材料等を提供したときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第8条（会員の履行不能）

- 1 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定による申し出があったときその他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに当該会員による業務を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知があったときは、第3条第2項による請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務を終了させたときは、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であってセンターが適当と認める者（以下「代替会員等」という。）を選定し、会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定により業務を完遂させるときは、この規約に定めるところにより、発注者が当該代替会員又は代替会員等に新たに当該業務を委託するものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務を終了させたときは、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に支払うものとする。
- 7 前項の規定による額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務を終了させたときは、発注者は当該業務実施会員が業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払いについて準用する。

第9条（契約不適合責任）

- 1 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定により定める内容又はこの規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者はセンターを介して業務実施会員に追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 センターは、前項の規定による発注者からの追完の請求を相当と認めるときは、当該業務実施会員又は選定した代替会員若しくは代替会員等により会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前項の規定により業務を完遂させるときは、前条第5項の規定を準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員又は代替会員等が業務を完遂させるときは、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとし、センターは速やかに当該減額した額を当該業務実施会員に通知するものとする。

第10条（利用契約の終了等による会員業務の終了）

- 1 発注者とセンターが締結した利用契約の有効期間の満了による当該会員業務の終了、発注者とセンターとの合意による解約又は発注者若しくはセンターのいずれかからの解除があったときは、センターは速やかにその旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等のときに現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2 前項の通知があったときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更があったときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は業務実施会員が当該通知を受けたときに終了するものとして取り扱う。
- 3 第1項の規定により会員業務を終了させるときは、第8条第6項から第9項までの規定を準用する。

第11条（著作権の帰属等）

- 1 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者とセンターが別途合意し、かつ、当該業務実施会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第12条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

- 1 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに会員業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 前条第2項及び前項に定めるもののほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはなら

ない。

- 3 第1項に定めるもののほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第13条（守秘義務・個人情報管理）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施上知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- 2 業務実施会員は、会員業務の実施上取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 前3項の規定は、会員業務終了後においてもなお効力を有するものとする。

第14条（損害賠償）

- 1 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により業務実施会員に損害賠償を請求する場合は、センターを介して行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかにその旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定による請求又は前項の規定による通知を受けた場合において相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に損害賠償金を支払うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により損害賠償金を支払う場合、センターが加入する損害保険により填補される額又は業務実施会員の過失割合等を考慮して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

この規約は、令和8年9月25日から施行する。